横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

「個別サポート加算(I)」の要件変更に伴う、障害児通所支援事業所の対応について

日頃から本市の児童福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度の報酬改定による令和6年4月以降の個別サポート加算 (I)の取扱いについて、概要が示されましたので、本市取り扱いについて通知します。

1 個別サポート加算(I)の支給決定方法について

令和6年4月以降、個別サポート加算(I)の基準が以下のとおり変更されます。

| サービス | 令和6年3月までの基準 | 令和6年4月以降の基準 |
|--------|---------------|-----------------------------------|
| | 著しく重度または行動上課題 | 重症心身障害児等、著しく重度の障害児(※)に |
| 児童発達支援 | のあるケアニーズの高い障害 | 対して支援を行った場合 |
| | 児に対して支援を行った場合 | |
| | 著しく重度またはケアニーズ | ①ケアニーズの高い障害児に対して支援を行っ |
| | の高い障害児に対して支援を | た場合(3月までの基準と同じ) |
| 放課後等 | 行った場合 | ②ケアニーズの高い障害児に対して強度行動障 |
| デイサービス | | 害支援者養成研修(基礎研修)修了者を配置し |
| | | 支援を行った場合または著しく重度の障害児 |
| | | (※)に支援を行った場合 (新設) |

※著しく重度の障害児の要件

- · 重症心身障害児
- ・1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児
- ・療育手帳を交付されており、最重度(A1)又は重度(A2)であると判定をされている障害児
- ・1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児

変更後の基準を踏まえ、本市では以下のとおり個別サポート加算(Ⅰ)を決定します。

≪児童発達支援≫

上記「著しく重度の障害児の要件」に該当する児童に加算を決定します。

従来使用していた「乳幼児等サポート調査票」は廃止します。

≪放課後等デイサービス≫

- ①「就学児サポート調査票」の点数が13点以上の児童に加算を決定します。(従来通り)
- ②上記「著しく重度の障害児の要件」に該当する児童のほか、「就学児サポート調査票」表面 (食事・排泄・入浴・移動)のうち、3項目以上が全介助の児童に個別サポート加算(I) (重度)を決定します。

2 受給者証及び請求について

4月以降の基準に基づいて、加算に変更がある方には受給者証を順次発行します。必ず令和6年 4月以降の支給決定内容について記載されている受給者証を確認したうえでご請求ください。 また、請求の際は以下の点にご注意ください。

(1) 児童発達支援

4月以降は個別サポート加算 (I) の対象となる児童の要件に変更が生じています。引き続き受給者証に当該加算が印字されている方のみ加算を算定し、ご請求ください。

当該加算が決定されていない児童で加算を請求すると、請求が返戻となります。

(2) 放課後等デイサービス

4月以降は加算の種類【個別サポート加算(I)、個別サポート加算(I)(重度)】にご注意いただき、ご請求ください。なお、加算が(重度)に該当する場合、受給者証には個別サポート加算(I)(重)と表記されています。

また、個別サポート加算 (I) を決定している児童に対して、強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修) 修了者を配置して当該者が支援を行った場合にはさらに 30 単位を加算して (合計 120 単位) 請求することができます。

なお、請求する場合には前月の15日までに「個別サポート加算(I)に関する届出書」を本市まで届出する必要があります。なお、強度行動障害児支援加算を算定している場合には算定できませんのでご留意ください。

3 保護者への説明について

今回の改定により、利用者負担額に影響することが想定されます。保護者様向けに本市より発出 したご案内を参考に添付いたしますので適宜ご活用いただき、保護者様に説明をしていただきます よう、お願いいたします。

【担当】横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電話 045-671-4274

FAX 045-663-2304

Mail kd-syogaijitsusyo@city.yokohama.jp